

平成18年度 第3回緑の基本計画市民協働委員会 会議録

日 時	平成18年11月7日(火) 17:00~19:00
会 場	北館4階 教育委員会室
出席者	座長 平田 富士男 副座長 岡 絵理子 委員 神棒 真一, 松尾 秀己, 山下 正夫, 永瀬 純治, 津田 秀穂 森 房子, 加納 多恵子, 高嶋 修, 定雪 満, 佐田 高一 三栖 敏邦 事務局 池村技監, 徳満建設部次長, 林公園緑地課長, 岡松建設部主幹 東都市計画課課長補佐, 鹿嶋都市計画課係員
会議の公表	公開 非公開 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	1人

1 開会

2 座長挨拶

(座長) 本日で3回目になり, そろそろ素案をまとめ, パブリックコメントにかけるということが次の大きな手順になってくるので, いい提案が得られるようにご協力をお願いしたいと思います。

3 会議内容

(座長) それでは緑の基本計画について議論を行いたいと思います。事務局より資料説明をお願いします。

(事務局) <資料説明>

(座長) これまでの議論を踏まえて事務局案を修正してもらいました。今後は委員会として素案をまとめてパブリックコメントにかける方向でいいのですか?

(事務局) 手続きとして, 環境審議会と市議会に事前説明があり, その後パブリックコメントとなります。

(座長) では今日のこの資料をもって市民協働委員会の進捗がここまで進んでいると環境審議会と市議会に説明し, パブリックコメントで市民意見の募集をするのですね。そういう流れであるという認識の上, 委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。事前に事務局案をお配りし, ご意見を頂いてとの事ですので, それぞれ主旨説明をお願いして議論を行いたいと思います。では1つ目のご意見からお願いします。

(委員) 震災後に国道43号の歩道の接道から12.5mの範囲を防災緑地として整備していきたいと国道事務所から説明を受け, 同意したが, 今

- だに当初説明のあったような緑地になっていない。ある程度まとまった規模の場所から将来的な整備の形が解る様な整備を行ってほしい。
- (座長) 大切なご指摘です。国道43号はP12にもあるように東西の主軸であり、緑の主軸として成り立たせるためにはご指摘のあったような整備がきちっと行われていくことが必要です。今の意見に対して事務局として情報はありますか？
- (事務局) ご指摘のように整備されるのが理想ではあるが、用地買収の形が点在であり、当初はフェンスで囲うだけとなっていた。現在は一歩進み地元と協議しながら小さな広場のように緑地的な整備が行われているように聞いている。相当期間もたってきており、国道43号兵庫県沿道整備協議会で一定の区切りの段階で見直しをされるとは思う。
- (委員) それでは無責任ではないか？
- (委員) 土地の所有権は国にあるので、国に植えてもらうよう要望をしていく必要がある。
- (座長) 環境緑地帯としての整備の中身がイメージ図のような緑地では無く、あまり木が植わってない広場のようなものになっている位置づけがよく分からないが、用地の確保も進んできたので、暫定的に周辺に寄与するような整備として行われているのか？都市計画課も協議会のメンバーでもあるし、もう少し積極的に国に要望していけないのか？
- (委員) 国道2号、国道43号、芦屋川、宮川は芦屋の大きな緑の軸で、国道43号はその一つであり、芦屋市としてきっちり話をしていくべき。
- (座長) 国道ではあるが、芦屋市域の話であり、市として国道43号は重要な位置づけにあると国に理解をしてもらい、将来像を早く示してもらうようPRが必要であると思います。
- (委員) 所管として説明します。広域防災帯の役割は3つあり、全てが緑地ではなく公園の整備や買収しなかった土地については不燃化建物の建築を促進するのが内容である。ご指摘のあったように土地を手放された方の部分は公園や環境緑地として整備していく考えであり、整備がされていないとのご指摘であるが、実質的にはフェンスで囲って低木で整備されている。
- (委員) 現状は低木といえるようなものではない。
- (委員) 整備方法として基本形と地元開放型、公園利用型という3つある。公園とあるのは公園としての利用や地元の有志の方が集まり、緑化の拠点としての利用できるもので、ご指摘の場所は基本形でフェンスで囲い、低木を植栽し、高木を2、3本植えるような形となっていると思われる。国交省はそれを基本としているようだ。緑をもっと増やすべきとの話しは機会があれば要望していきたい。
- (委員) 以前の資料はもう少し綺麗に整備されていくようなものであり、緑の帯がずっと続いているような内容であった。
- (委員) 国の事業なので整備の中身についての意見窓口にはなれるが、根本の部分は市で申し上げるのは難しい。
- (委員) 緑の基本計画(案)に国道43号は防災緑地として位置づけるとあるのであればもっと積極的に国に働きかけるべきであるとの主旨で意見を申し上げている。

- (委員) 計画そのものが生きているのであれば、いつまでもほっとかないで出来るだけ早く対応をしていかないと立ち消えになってしまう恐れがある。
- (委員) 国が広域防災帯として打ち出しているものであり立ち消えにはならない。
- (座長) かつての広域防災帯としてのイメージと現状にズレがでてきているので、以前のイメージに戻すことで防災計画として書かれた軸がより機能するのではないかとの意見です。
- (委員) 市としてやっていくのではなく、県や国がすることをこの緑の基本計画に盛り込んだと聞こえるが？それとも市独自で何かをやっていくということか？
- (事務局) 直接国道を触る事はできないが、市として国に協力をお願いしていきやり方もある。総合的にやっていきたい。
- (委員) 国の事業もこの計画に盛り込んでいるという理解でいいのか？
- (副座長) 国道43号だけでなくP11, 12をみると、防災計画は緑になっているが、「防災計画＝緑」で無いと思う。先ほど説明があったように不燃化建物も防災計画のひとつの形である。防災イコール緑と誤解を生む。また、学校のグラウンドなど他にも防災拠点となるものはあり、単に緑とラップしたものを上げたようなどちらとも付かない状態になっているように見受けられるが？
- (事務局) ここでは緑で防災に寄与できるものを表現している。建物などで防災に寄与できるものは表現できていない。
- (副座長) 緑はもちろん防災拠点となるが、高木で緑化すると延焼防止にも有効であり、図面で緑の線が入っている避難路は緑で守られてるということか？
- (事務局) 植栽可能な道路ということで位置づけをしています。
- (副座長) 序章や第1章で防災と緑の関係がほとんど書かれていない。震災で被災した市であるからそういうことを考慮していくとの表現が無いのに防災と緑が一体化して出てくる。
- (座長) 防災と緑の関係については精査をお願いします。委員からのご指摘は当初の説明と現状にギャップがあるとの事ですので、経緯や整備状況の確認をお願いします。委員会としては緑の防災帯としての整備ということでまとめていきたいと思えます。では次のご意見につて説明をお願いします。
- (委員) 市民としての意見だが、市内で一番緑が少ないのはJR芦屋駅の南と阪神芦屋駅前。JR芦屋駅は芦屋の表看板であり、何かしらの手立てが必要と感じてます。
- (座長) 第1回目にもJR芦屋駅南についての意見がありましたが、おっしゃるとおりです。具体的な施策がすぐには出ないと思うが何か意見はありますか？
- (委員) JR芦屋駅の南側は用途地域が商業地域で建物を敷地一杯に建てるのが可能なので緑化されない。それが問題だと思う。
- (事務局) 確かに商業地域や近隣商業地域は建蔽率も高く、樹木を植えられる空間が少ないが、屋上や壁面の緑化ということはできる。現実的にこれ

まではそういう取り組みは出来ていないが、事務局としては必要性を感じている。この緑の基本計画の中で、市民の意見としてまとめていくことが出来ればと考えている。

- (委員) 計画道路が国道2号までであると思うが？
- (事務局) 現状は7m程度の幅員だが計画では15mです。
- (委員) その道路が出来れば両サイドに植樹帯を確保することも出来る。長い年月が掛かると思うが、何かやっていかないといけない。
- (事務局) あと県民緑税の関係でまちなみ緑化助成が今年度から5年間で行われるが、市としてもPRしていき、制度を活用してもらいながら屋上や壁面緑化を推進していくことができればと考えている。
- (座長) できる事からやっていくという考えもあるが、緑の基本計画は長期の計画であり、将来まちづくりの計画が具体化したときに、緑の基本計画に大事な拠点であると位置づけがあれば、緑化を誘導していきける。現時点ですぐにとはならないが、今回の指摘をふまえ、市の玄関口であり重要な場所であると再認識して位置づけをしていきたい。それでは3つ目の意見について主旨説明をお願いします。
- (委員) 地域に密接した意見として三条コミスクからの発信だが、前田公園や清水公園は立派に整備されたが、毎日の水やり、草引きなどのメンテナンスが難しい。市民が管理するにも限界があるとの声も上がっている。現在は少数の高齢の方が一生懸命活動してくれているが、次世代につなげていく次の一手を考えていかないとせっかくの綺麗な公園がだめになってしまうことが懸念される。
- (委員) 夏は各町でローテーションを組んで活動している。活動を開始して現在で2年になるが、町内コミュニティの形成にも寄与している。ピオトープでは夏は子供が釣りをしたりと賑わっている。維持管理は大変だが地域に与えられた宿命と思い取り組んでいる。
- (座長) この問題はあちこちにある問題で、ボランティアに苦勞が集中するという結果を作り出している。その輪が周りや次世代に繋がっていかない難しい問題。計画に緑を育てるという項目があるが、単なるスローガンとするのではなく、新しいムーブメントとなるものが計画に盛り込めれば良いと思います。
- (委員) 私もボランティアとして活動しているが同じ意見だ。活動の主力はリタイア組で高齢である。必ずこの問題を抱えている。結局は自分たちで考えていくしか方法がない。金を入れて設備的な対応をするか、人を増やすかとなるが、なかなか若い方は入ってこない。
- (委員) P6に計画の理念があるが、理念という言葉は重たいものだ。行政もその重たさを理解して受け止める必要がある。平田町では年2回大掃除を行い老若男女150名程度が集まり最後にパンを配る。町内が綺麗になり感心している。パンが欲しくて集まるわけではないが、150名のマンパワーはすごい。何かしらの仕掛けが必要である。
- (委員) そういう活動を始めるきっかけは？
- (委員) 震災のときの助け合いがきっかけとなっている。
- (委員) まとめ役がいるのですか？
- (委員) やはり数名のまとめ役的な存在の方はいる。

- (委員) 震災でボランティア意識は向上したし、市民として参画と協働の大切さは理解できるが、限界がある。市会議員の定数減らせという署名活動をした方はそのお金を水やりの費用に回せないかということも考えている。お金があれば良いというものではないが、地域が便利使いされているように感じる面もある。
- (委員) 生産性のあるものはみんな協力的である。リンゴなんかは花が咲き、収穫祭も行えるので楽しみもある。しかし公園は毎日の管理が必要だが生産性はない。
- (委員) 育てた花を販売するような事は考えていけないのか？
- (座長) 今の意見は大切だと思う。公園というスペースは管理することが目的ではなくコミュニティの形成や防災拠点、レクリエーションの場としての利用等別が目的であり、そういった利用をして利益を受けた人がお金を払ってもいいと思う。しかしそういう仕組みが作れていないのが現在ジレンマとして感じていることではないか。どういう仕組みをどういった手順で導入するかは検討が要るが、その仕組みが不可欠であると感じる。現在は指定管理者制度ではないが、指定管理者制度のような営利行為をやって管理費の一部を捻出することや専門的なノウハウをもってるところと地元グループが連携することによってそこに還元されるようなことも考えていく必要があるように思う。ただ、そこで生産されるものを販売となると様々な越えなければならぬハードルはあるが。
- (委員) 総合公園は有償ボランティアとして活動している。ただ市からは1円ももらってない。年2回のイベントでのフリーマーケットの収入などで、活動資金と活動者に少ないながらの金を払っている。前田公園なんかでもそういったことを試みてはどうか？そもそも市の負担を少なくして公園の管理、活用を目的に集まったので、活動はしんどければやめなさいとなる。
- (委員) 公園の利用となれば地域はいくらでも考えれる。
- (委員) それをするために管理が必要であり、イベント等と管理の両方をやっていくことが大切なことであると思う。
- (座長) 利用の活性化をして地域を巻き込んでいけば若い世代の参加もあるかもしれない。
- (委員) それは行政の逃げのように感じる。
- (委員) 公園の管理をやってるだけ立派。何も無いよりよっぽどまし。そういった取り組みが出来ていない地域もある。
- (委員) 前田公園で昨年イベントを行った。若い方や子供も参加してくれた。今後も若い世代が公園に訪れてくれるように活動していきたい。
- (座長) 蓄積されたノウハウが他の公園で活動されている方々に伝播していくような仕組みが必要ですね。事前の意見は以上3件だが他に意見はありますか？
- (委員) 今回の会議が最後で環境審議会に説明を行うとの事だが、かなり内容を節約したのでは？字数を減らしたとの事だが、P19の計画を実現するためにといったところが、条例等の名の羅列となっており条例を使って何をしようとするのかまったく触れられていない。前回示され

た案はもっと書いてあったが今回の案では解らない。また、前回の意見も反映がまったくなされていない。前回資料のP10の緑の配置方針では市の方針を述べており、P20からの計画の推進の部分では市民・事業者・行政が取り組んでいこうとすることが書かれており、ダブっているので少なくともP10に書かれていることを取り込んだ形で最終的な取り組みの形を述べるべきと申し上げた。今回はP7以降で緑の確保方針として市の方向が書いているが、それは最終結論のところでも取り込んだ形で市民・事業者・行政がどういう形でやっていくのかを述べるべき。P19, 20が一番大事なところでありここを省略するのは理解できない。表現的には色々あるが、もう少し細かく言葉の使い方にも配慮が必要だと思います。

- (座長) P19, 20が項目だけで何をやっていこうとしているのか解らないとのご指摘ですが、事務局どうですか？
- (事務局) 前回の案を踏まえて付け加えて修正をします。
- (座長) 今日の意見を踏まえて配置計画だけでなく実現していくための仕組みや制度についてももう少し考えていく必要があるように思います。
- (委員) 市民・事業者・行政が協働していくのだから三者一体の方針が示されるべき。前で市の方針があり、後ろで三者一体の方針となると二重の表現となり市民が見て戸惑う。
- (委員) 以前地域で緑化委員を募集し活動していなかったか？
- (事務局) 都市整備公社が昨年度までやっていたが、公社の解散に伴い緑化委員の解散している。今後、地域の緑化団体とも話をしながら何らかの形で復活させたいと考えている。
- (事務局) 指摘の確認ですが、P7とP19とリンクさせて表現する必要があるとの事ではよろしいですか？
- (委員) この計画は市民・事業者・行政の三者一体となった方針が示される必要がある。前で市の方針を述べて最後に三者のくくりとなるのはおかしい。
- (事務局) 各方針として示しているのは市の方針ではなく全ての方針を示しています。
- (委員) P7での方針の意味は？最後の総括に実現に向けての方針が書かれるべきではないのか？
- (座長) 事務局の説明を補足すると、P1からP6は市の方針ではなくハード面から見た市内の緑の配置の確保の計画の案で、緑には4つの機能があり、それぞれの観点からこの場所に緑が必要となり、その4つの機能をオーバーレイするとP18の図面になる。それを確保するために三者がどのようなことを行っていくという整理になっている。前半は行政の部分のことを言っている訳ではない。確かに重複する部分もあるとは思いますが、そういうようにご理解を頂いたらいいのでは？
- (委員) 第1章から第4章までであるが、4章も数値やタイムスケジュールで示せれば一番良い。言葉ではぼやけてしまい解りにくい。
- (座長) P18の図面に書いてることが本当に出来るのか信憑性があることを出さなければならないということですね。
- (座長) P19, 20については事務局で再度構成を見直してください。

- (委 員) 第3章の緑の確保方針は一番最後に入れないとダブルと思う。これが将来やっていこうとすることになると思う。前段の確保方針の意味合いは？
- (事務局) 緑の4つの特性から芦屋の緑について、保全するもの、推進するものを検討し、それをまとめたものがP18の緑を確保するための施策方針図となります。緑の確保方針のところでは、具体的な施策は記載しないようにします。前段で大きな方針を示し、施策を後段で書くようにします。
- (座 長) 前半はなぜそこに緑が必要なのに絞って書いて、それを確保するための施策をP19、20に三者の役割分担も含めて整理して書いていく事としましょう。
- (委 員) P1で「瀬戸内の海を真近にひかえた」とあり、その後は「大阪湾」と表現されているが、使い分けに意味があるのか？P2の12行目では「10万本・・・しかし」とあるが「しかし」の場所がおかしい。達成できなかったと誤解を招く。またP17の数字はA、Bのどちらの緑被の数字か明記が必要。
- (委 員) P11にあるグリーンベルトは国の事業で表現に気をつけないと市が直接行う事業と読めてしまう。
- (座 長) 意見を踏まえてP19、20の表現を、市民・事業者・行政、行政の中でも市・県・国の立場を整理して書くことが必要ですね。
- (座 長) 今日には多数の意見があったので、今日の案で素案とするのは難しい。今日の意見を踏まえて修正を行い再度委員会を開くか、個別にかは別にして委員の意見をお伺いする機会が必要であると思います。案の修正と今後の意見集約の方法は事務局にお任せし本日は閉会とします。

4 閉会